「患者団体との協働に関する指針」

日新製薬株式会社
日新薬品株式会社

医薬品とは生命関連商品であり、国民の皆様の健康に大きく関与するものであります。その中で、日新製薬株式会社および日新薬品株式会社（以下、総称して「日新」という。）にとって、患者さんやそのご家族のニーズや悩みを理解することは、日新の経営理念に照らして重要であると考えております。日新は、日本ジェネリック製薬協会より公表された「患者団体との協働に関するガイドライン」に則り、日新と患者団体との協働に関する指針を制定し、誠実に運用いたします。

1. 相互理解
日新は、患者団体との協働を、それぞれの見解や判断を尊重した相互理解のもとに行います。

2. 信頼関係の構築
日新は、患者団体と対等な関係で信頼関係を構築し、共通の目的の実現に向けてそれぞれの役割を果たします。

3. 患者団体の独立性の尊重
日新は、患者団体の活動方針や運営に関して、主体性と独立性を尊重します。

4. 透明性の確保
日新は、患者団体に提供している金銭的支援等について、「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」に則り、適正な情報公開を行います。

5. 書面等による合意
日新は、患者団体との協働における活動項目や資金提供等について、実施前に目的･内容等を書面等により、契約または合意を取り交し記録を残します。

６．適正な情報提供
日新は、患者団体に対し、関連法規等に則り情報を提供します。

７．製品の広告・宣伝の禁止
日新は、患者団体に対し、医療用医薬品の広告・宣伝を行いません。

８．影響力行使の禁止
日新は、患者団体に対し、企業の利益のために患者団体が作成する資料・出版物・ウェブサイト・ＳＮＳの内容、発言等に影響力を行使しません。

９．資金源の多様性の推奨

日新は、単独の資金提供者となることを条件とする支援は行いません。患者団体が活動のための資金を複数の提供元から調達することを推奨します。

１０．適正な支援

日新は、患者団体に対する支援にあたって、適正な水準・範囲に限ります。患者団体の行う会合等については、その目的に対して相応しいものであることを確認したうえで適正に支援します。

１１．個人情報の管理・保護

日新は、患者団体との協働において、患者さんおよび患者支援者のプライバシーを尊重し、個人情報保護法等の関連法令を遵守し、協働活動を通じて知り得た個人情報を適正に管理・保護します。

以上

用語解説

【患者団体】

本ガイドラインでいう患者団体とは、「患者さん・ご家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者さん・ご家族を支えるとともに療養環境の改善を目指し、原則として定款・会則により定義された役割や目的を持つ患者団体および患者支援団体」をいいます。ただし、法人格の有無、設立形態は問いません。

【患者団体との協働】

製薬企業と患者団体が、対等の立場で力を合わせて活動することです。交流、支援から共有の課題解決を目指す活動まで、幅広い範囲の活動をいいます。

【金銭的支援等】

寄附金等の直接的資金提供、講演会等に伴う間接的資金提供、講師謝金等の謝礼および患者団体への労務提供を指します。「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」公開対象を参照ください。

ご参考：日本ジェネリック製薬協会「患者団体との協働に関するガイドライン」

https://www.jga.gr.jp/assets/uploads/2023/0891ffbb312a4b800ba9120d03cfcbde7277cb07.pdf